

国民健康保険加入者の方へ

「医療費のお知らせ」が変わります

高浜市国民健康保険では、被保険者の方が医療を受けた状況を確認できるよう、受診された医療機関などを一覧にした「医療費のお知らせ」（医療費通知）を送付しています。

これまでは、封書で送付していましたが、**次回からはハガキ形式に変更します。**

この通知は医療機関などからの請求書（診療報酬明細書など）に基づき、医療費の総額などが記載しており、差額ベッド代などの保険外費用は含まれていません。

表記された医療機関などにかかった覚えがない場合や、金額・日数などに疑問がある場合は、問い合わせてください。

※今後の送付予定

対 象	通知時期（予定）
平成29年10・11月診療分	平成30年1月末
平成29年12月診療分	平成30年2月末
平成30年1・2月診療分	平成30年4月末
平成30年3・4月診療分	平成30年6月末
平成30年5・6月診療分	平成30年8月末
平成30年7・8月診療分	平成30年10月末
平成30年9・10月診療分	平成30年12月末
平成30年11・12月診療分	平成31年2月末

問合せ先 固市民窓口グループ ☎52-1111 国民健康保険担当（内線219・261）

国民健康保険・後期高齢者医療

加入者の皆さんへ 所得がない方も申告をしてください



世帯の所得金額が基準額よりも少ないと、保険税・保険料が安くなる場合があります。申告がないと、該当するかどうかを判定できませんので、所得が0円でも忘れずに申告をしてください。

- ❖ 所得が少ない場合や、市民税が非課税の場合など、一定の要件を満たすと保険税・保険料が軽減されます。
※国民健康保険は、国保に加入していない世帯主の所得も含めて軽減などの判定をします。
- ❖ 入院したときの食事代が安くなったり、高額な医療費がかかったときの自己負担限度額が少なくなる制度もあります。入院などで「限度額適用認定証」を利用するためにも、申告が必要です。
- ❖ 所得がなかった方は、「所得がなかったこと」を申告してください。

問合せ先 固市民窓口グループ ☎52-1111 国民健康保険担当（内線219・261）
後期高齢者医療担当（内線227・217）